

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 1 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を 改正する告示	令和6年3月29日

## さいたま市消防局告示第1号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程（平成28年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第6条関係） 消防関係法令通知票 [略] 第2 申請建物は、（ 階）が、無窓階に該当します。（規則第5条の5） [略] [略] 備考 [略]	様式第1号（第6条関係） 消防関係法令通知票 [略] 第2 申請建物は、（ 階）が、無窓階に該当します。（規則第5条の3） [略] [略] 備考 [略]

### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市消防同意等事務処理規程の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。